

令和6年度 美郷町農業委員会臨時総会議事録

日時：令和6年4月8日（月）

9:30～9:45

場所：美郷町役場本庁3階入札室

農業委員 5人（欠席委員 人）

1. 山田 昇	2. 山田 裕志	3. 烏田 裕一
4. (欠員)	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

産業振興課 課長 行田将士・主任 宇山俊輔

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 大草美智江委員、新田晋太郎委員

第2 議事

議案第1号 農業委員欠員による補充選任について

議案第2号 職務代理者の選出について

事務局	<p>それでは定刻より少し早いですが農業委員さん揃われましたので、只今より美郷町農業委員会臨時総会を開催いたします。お手元の次第に従って進めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の農業委員は5名中5名の出席です。農業委員会等の法律第27条第3項の規定により総会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>おはようございます。今日は臨時総会ということで、すでにご存じのように先月の農業委員会の後、27日に4番委員さんが事故で亡くなられたという話を聞いて非常にびっくりいたしました。簡単に話しますと、木を切っていて木の下敷きになって、背中の方を打たれたみたいで、奥さんが行った時は木の下から抜け出して、どこか横になっていたそうです。その時は意識があったそうですが、その後動脈かどこか切れたみたいで、救急車の中でだめになったそうです。顔を見たときは穏やかな顔をしておられました。というようなことで農業委員さん、特に職務代理者をやっておられたので、農業委員が欠員になりましたという</p>

<p>事務局</p>	<p>ことで、そのための臨時総会にお集まりいただきました。議題についてはこちらに書いてある通り、欠員の補充についてと、新しい職務代理者を選出しないとイケません。この2点について話をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。農業委員会会議規則第26条第2項の規定により、本日は議事録署名者に5番委員さんと6番委員にお願いします。</p> <p>それでは議案第1号「農業委員の欠員による補充選任について」審議するにあたり、事務局からの説明を求めます。</p> <p>では、議案第1号についてご説明いたします。</p> <p>先ほど会長が申されたとおり、令和6年3月27日に美郷町農業委員会の委員であります4番委員が、亡くなられました。このことによりまして、農業委員の定数6名に対して1名の欠員が発生します。この欠員にかかる補充選任についてご意見を伺いたく思います。この欠員による補充選任につきましては、「美郷町農業委員会の委員の選任に関する規程」第8条に、「農業委員について、罷免、失職又は辞任により欠員が生じた場合は、この告示に定める手続きに基づき、速やかに農業委員会の補充に努めなければならない」とあります。また第8条第2項には「農業委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この告示に定める手続きに基づき、速やかに農業委員を補充しなければならない」とあります。</p> <p>また現農業委員の任期は令和8年7月末となっており、任期がまだ2年4月あることから、速やかに委員の選任をすることが適当と思われまます。委員の皆様にはどのようにするべきか、ご意見を伺いたく思います。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、欠員が生じたというのは今回が初めてということではないのですが、前回は前期の元会長が一身上の都合でやめられて、その後は欠員補充をせずにやっていたけど、そうすると過半数以上の出席がないと総会が成立しないということがありまして、二人欠席すると総会が成立しないようになります。かなり前回網渡り的なことをやってきましたので、今回はそういうことを避けたいと思っております。速やかに欠員補充の手続きを取っていただきたいと思うんですが、皆様のご意見はどうでしょうか。例えば今5名で、3名だけの出席でしたらもう総会は成り立たないので、余裕をもって総会をするためにも、私は補充を速やかにやってもらいたいと思っております。</p>

	<p>ひそうしてもらいたいのですけど、それでいいでしょうか。それでは第1号議案について賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(出席農業委員全員挙手)</p>
会 長	<p>全員一致で承認されましたので、補充選任の手続きをよろしくお願ひします。続いて議案第2号「職務代理者の選出について」事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>では、議案第2号についてご説明いたします。</p> <p>4番委員についてですが、昨年8月から職務代理者を務めておられましたが、今回亡くなられたということでこちらも欠員ということになります。また「美郷町農業委員会規則」第3条には、「会長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員のうちから委員が予め選挙して定めた委員がその職務を代理する」とあります。このことより改めて職務代理者の選任を行わせていただきます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。そういうことで、この中のどなたかに職務代理者をやってもらわないといけません。選出方法については、単記無記名の投票により行う選挙と、投票によらない指名推薦の2つの方法がありますが、どちらの方法にいたしましょうか。</p>
3 番 委 員	<p>指名推薦でいいと思います。</p>
会 長	<p>指名推薦という意見が出ましたので、指名推薦といたしますがよろしいですか？</p>
農業委員全員	<p>異義ありません。</p>
会 長	<p>それでは指名推薦ということで。どなたかご推薦はありませんか。</p>
2 番 委 員	<p>私たちはみんな、委員になったばかりで。農業委員経験者の5番委員さんにやってもらうのが、ベストかなと私は思いますが、皆さんいかがでしょうか。</p>
会 長	<p>はい。そういう意見が出ました。それでは5番委員を職務代理者とする</p>

	<p>ことにご異議ございませんか。</p>
出席農業委員	<p>異議ありません。</p>
会 長	<p>賛成多数で5番委員に職務代理者を引き受けていただきます。よろしくお願ひします。それでは5番委員さん、一言あいさつをお願ひします。</p>
5番委員	<p>それでは、皆さんせっかく推薦していただいたのですが、私は全く農業のことは全くわかりませんで、今2期目に入っているんですけど、この度こういうことになってしかたないかなというのがありますし、これ以上委員会を止めるというか、先に進められなくなるのも困るので、よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>ということで今日の議事は全て終わりました。これは新しい農業委員さんが決まっても、職務代理者は任期までやってもらいますので。あと2年ちょっとありますのでよろしくお願ひします。</p> <p>それではこれで臨時総会は終わりにします。忙しいときに皆さんありがとうございました。</p>

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山田 昇

議事録署名者 大草美智江

議事録署名者 新田晋太郎